

## 省 令

◎農林省令第三十九号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五百十一号）第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和三十五年九月一日

農林大臣 南條 徳男

植物防疫法施行規則の一部を改正する省令

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）の一部を次のように改正する。

第六條第二項第三号中「酒田」の下に、「直江津」を、「小松島」の下に、「新居浜」を加える。

附 則

この省令は、昭和三十五年九月十日から施行する。